

平成 19 年 2 月 8 日

各 位

住友信託銀行株式会社

株式会社横浜銀行との遺言信託等代理店業務の開始について

今般、株式会社横浜銀行(頭取 小川 是ノ以下「横浜銀行」と住友信託銀行株式会社(取締役社長 森田豊ノ以下「住友信託銀行」)は、個人のお客さまの相続に関するコンサルティングニーズにお応えするため、遺言信託、遺産整理業務等についての代理店業務を行なうことといたしました。

遺言信託とは、お客さまの実情、ご要望にあわせて遺言書の作成のご相談から、遺言書の保管、執行に至るまでを行なう業務です。

遺産整理業務とは、相続開始後、相続人から委任を受け、煩雑な相続手続きをお手伝いするもので、遺産の調査・相続財産目録の作成や、遺産分割協議に関するアドバイス、相続財産の配分などを行なう業務です。

この代理店業務により、横浜銀行は、相続・資産承継に関する悩みや、相続発生時の煩雑かつ複雑な手続きに関する悩みを解決し、円滑な財産承継を望まれるお客さまのご要望に的確にお応えすることとなり、また、住友信託銀行は、豊富な経験と専門性を有し、従来より強みとしている遺言信託・遺産整理業務を、横浜銀行の個人のお客さまへご提供することにより、業務の拡充を図ることとなります。

取り扱い開始時期	平成 19 年 7 月までの開始をめど
取扱商品(予定)	遺言信託・遺産整理業務・資産承継プランニング

以上